

和光市路上喫煙の防止に関する条例及び和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正（案）

（和光市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正）

第1条 和光市路上喫煙の防止に関する条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
和光市路上喫煙等の防止に関する条例 (目的)	和光市路上喫煙の防止に関する条例 (目的)
第1条 この条例は、 <u>路上喫煙等の防止</u> に関し、市、市民等及び事業者の責務について必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保するとともに喫煙マナーの向上を図り、もって市民等の生活環境の向上に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>路上喫煙</u> の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務について必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、もって市民等の生活環境の向上に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>自動車等</u> <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。</u>	
(3) <u>喫煙</u> <u>たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）を吸うこと又はたばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引することをいう。</u>	
(4) <u>路上喫煙</u> <u>道路等（密閉された自動車等の車内を除く。）において、喫煙すること及び火の付いたたばこを持つことをいう。</u>	(2) <u>路上喫煙</u> <u>道路等において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。</u>
(5) <u>路上喫煙等</u> <u>路上喫煙及びたばこの吸い殻（たばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引した後に喫煙器具から排出される物を含む。）のポイ捨て（たばこの吸い殻を持ち帰らず、灰皿又はこれらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。）をいう。</u>	
(6)・(7) (略)	(3)・(4) (略)
(市の責務)	(市の責務)

<p>第3条 市は、<u>路上喫煙等の防止のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、市民等及び事業者に対して、路上喫煙等の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。</u></p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第4条 市民等は、市が実施する<u>路上喫煙等の防止</u>に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、市が実施する<u>路上喫煙等の防止</u>に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(路上喫煙等の防止)</p> <p>第6条 市民等は、<u>路上喫煙等をしないよう努めなければならない。</u>ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。</p> <p>(受動喫煙の防止等)</p> <p>第7条 <u>道路等以外の場所で喫煙する者及び自動車等の乗車中に喫煙する者は、喫煙により発生する煙が道路等に流出しないよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 道路等に接する場所に喫煙所又は灰皿等を設置する者は、道路等を利用する者に受動喫煙（人が他人の喫煙により発生した煙にさらされることをいう。）の被害が及ぶことのないよう必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(禁止地区)</p> <p>第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認められる地区を<u>路上喫煙等禁止地区</u>（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(禁止地区内における路上喫煙等の禁止)</p> <p>第9条 市民等は、禁止地区内においては、<u>路上喫煙等</u>をしてはならない。</p> <p>第10条（略）</p> <p>(命令)</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>第9条の規定に違反して路上喫煙等を行う者</u>に対し、前条に規定する指導又は勧告を行わずに是正に必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>第12条・第13条（略）</p> <p>第14条 <u>第11条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料を科する。</u></p>	<p>第3条 市は、<u>路上喫煙</u>の防止のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第4条 市民等は、市が実施する<u>路上喫煙</u>の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、市が実施する<u>路上喫煙</u>の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(路上喫煙の防止)</p> <p>第6条 市民等は、<u>路上喫煙をしないよう努めなければならない。</u>ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。</p> <p>(禁止地区)</p> <p>第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認められる地区を<u>路上喫煙禁止地区</u>（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(禁止地区内の路上喫煙の禁止)</p> <p>第8条 市民等は、禁止地区内においては、<u>路上喫煙</u>をしてはならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>(命令)</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>第8条の規定に違反して路上喫煙を行う者</u>に対し、前条に規定する指導又は勧告を行わずに是正に必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>第11条・第12条（略）</p> <p>第13条 <u>第10条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料を科する。</u></p>
---	---

(和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正)

第2条 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成13年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勧告及び命令)</p> <p>第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。<u>ただし、和光市路上喫煙等の防止に関する条例（平成18年条例第15号）第10条第2項に該当する場合を除く。</u></p> <p>2～4（略）</p>	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2～4（略）</p>

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。